

小林市公告第 37 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和 8 年 6 月 30 日付けで変更し、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

小林市長 堀 研二郎



記

- 1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更した地区
永久津地区、千歳・環野・幸ヶ丘東地区、北西一区地区、種子田地区
- 2 閲覧場所
経済建設部 農業振興課